

学校法人関西学院
聖和短期大学
機関別評価結果

令和4年3月11日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

聖和短期大学の概要

設置者 学校法人 関西学院
理事長 村上 一平
学 長 千葉 武夫
A L O 森 知子
開設年月日 昭和 25 年 4 月 1 日
所在地 兵庫県西宮市岡田山 7-54

<令和 3 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		150
	合計	150

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

聖和短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和2年7月9日付で聖和短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

創立以来、公共に資するキリスト教主義教育を続け、「“Mastery for Service”を体現する世界市民」の育成を使命とし、“Seiwa College for Christian Workers”「キリストの働き人を育てる聖和」という言葉でその建学の精神を表し、ウェブサイトや学校礼拝等を通じて学外表明・学内共有している。地域・社会貢献として聖和短期大学研修会や、公開講座、研究会を開催し、地域に学びの場を提供している。西宮市等と連携協定を締結し、保育人材育成や子育て支援等の分野で連携・協力している。

学科の教育目的・目標は「キリスト教主義に基づく豊かな人間性、保育に関する専門的知識と実践力を備え、子どもの最善の利益に貢献できる保育者を養成することを目的とする」と学則に定め、建学の精神及び学科の教育目的・目標に基づき学習成果を定めている。三つの方針を、幅広く学内組織で議論を重ねて検討し、関連付けて一体的に定めている。

令和元年度以降、新しい内部質保証体制を構築し、また学校法人全体の将来構想「Kwansei Grand Challenge 2039」に基づき、短期大学としての自己点検・評価活動に取り組んでいる。学習成果の査定については、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルでそれぞれ査定する手法を定めている。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応できるよう明確に定めている。教育課程編成・実施の方針を、卒業認定・学位授与の方針に対応した形で定め、教育課程を一般教育科目と専門教育科目に分けて体系的に編成している。教養教育は一般教育科目によって編成し、保育者養成のための職業教育を行う実施体制は明確になっている。入学者受入れの方針は、学習成果に対応した内容である。

卒業時に身に付けるべき学習成果として、「知識・技術」、「汎用的能力」、「態度・志向」の3項目を掲げ、さらにそれぞれにおいてより具体的な内容として3項目を掲げている。学習成果の獲得状況は、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得率や、「学びのあと一履修カルテ」における学生自身の自己評価を用いて測定している。

教員は、シラバスに明示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。アドバイザー制度を導入し、アドバイザーが学生一人ひとりの履修状況について把握し指導を行っている。入学者に対しては新入生オリエンテーションを実施し、また2年生に対

しても個別指導を交えながら履修指導を行っている。キャンパス・アメニティへの配慮として、学生の学習・休息・交流の場として活用される「聖和の森」を整備している。奨学金制度として独自に7種類の制度を設けている。進路支援のための組織や施設を整備しており、例年、就職率100パーセントを維持している。

教員組織は短期大学設置基準を充足している。教員の採用・昇任は、スクールモットー（Mastery for Service）に基づく4つの観点から求める教員像を明確に定め、教員選考基準と任用規程に基づいて行っている。研究活動に関する規程及び環境を整備し、研究コンプライアンス・研究倫理研修会も実施している。「教務委員会 FD 部会内規」を整備してFD 検討会を開催している。事務組織は、聖和キャンパス事務室を設置し、規程を整備して責任体制を確立している。定期的にSD 活動を行うほか、事務職員は各種研修を受け、専門的な職能向上に努めている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。障がい者に対応するため、スロープや車椅子用の昇降機を設置している。「西宮聖和キャンパス図書館」のほか、教育研究、特に保育者養成を支援するために、体験型の学習施設として関西学院子どもセンターに「おもちゃとえほんのへや」を設置している。防災・避難訓練は、学生・教職員が参加して行っている。

学校法人全体として、技術的資源について計画的に維持・整備して向上・充実を図っている。学内LANを整備し、無線・有線いずれも接続可能であり、教員は情報技術を活用した効果的な授業を行っている。

財務状況は、短期大学部門の経常収支は過去3年間支出超過となっているが、学校法人全体は過去3年間収入超過である。学校法人全体の将来構想「Kwansei Grand Challenge 2039」を踏まえ、聖和短期大学「中期計画」を策定し、環境分析を行いながら、適宜、取組みの見直し等を行っている。

理事長は、建学の精神と教育目的・目標を十分理解し、学校法人を代表し、その業務を総理している。理事会は寄附行為に基づき、理事長が招集し議長を務め、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。

学長は、「聖和短期大学学長選出規程」に基づき選出され、短期大学を統督し、校務をつかさどり、教授会の意見を参酌して最終判断を行っている。学長は、教授会を教授会規程に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。なお、評価の過程で、監事が出席していない理事会があり、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

評議員会は理事の定数の2倍を超える評議員数によって構成されている。私立学校法の一部改正を受けて寄附行為を変更し、評議員会機能の実質化を図っている。学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、ウェブサイトにて教育情報及び学校法人の情報を公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- キャンパス・アメニティの配慮として、長い歴史の中で「将来保育者を目指す者として知っておいたほうがよい」植物として集められた 150 種類以上の様々な樹木や草花を植栽し、学生の学習・休息・交流の場として活用される「聖和の森」を整備しており、豊かなキャンパスライフを演出している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- キリスト教主義教育の理念に基づき、キリスト教教育・保育の貴重な文献、歴史資料により全国の研究者に資することを主な目的として設立された「キリスト教教育・保育研究センター (Research Center for Christian Education and Childcare (RCCEC))」は、継続的に研究会や公開講座を行い、広く学びの場を提供している。

[テーマ B 物的資源]

- 「関西学院子どもセンター」に設置する「おもちゃとえほんのへや」には、絵本のみならず、パネルシアター・エプロンシアター・布製絵本なども多数所蔵しており、学習支援を行う体験型資料施設として学生の保育への興味関心を喚起し、より良い学びへとつながっている。

(2) 向上・充実のための課題

なし

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、監事が出席していない理事会があり、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層ガバナンス機能が適切に発揮されるよう学校法人運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

創立以来、公共に資するキリスト教主義教育を続け、「“Mastery for Service”を体現する世界市民」の育成を使命とし、“Seiwa College for Christian Workers”「キリストの働き人を育てる聖和」という言葉でその建学の精神を表しており、ウェブサイトや学校礼拝等を通じて学外表明・学内共有し、毎年、内容の確認を行っている。

地域・社会貢献として、保育者の継続的研鑽を支援するための聖和短期大学研修会や、キリスト教教育・保育研究センターによる公開講座や研究会を開催し、地域に学びの場を提供している。西宮市との包括協定や西宮市私立保育協会との連携協定等の締結により、保育人材育成や子育て支援等の分野で連携・協力している。キリスト教主義教育の下、ボランティア活動を推奨し、近隣の幼稚園や保育所での保育補助などの活動を通じて地域・社会に貢献している。

建学の精神に基づき、学科の教育目的・目標を「キリスト教主義に基づく豊かな人間性、保育に関する専門的知識と実践力を備え、子どもの最善の利益に貢献できる保育者を養成することを目的とする」と学則に定め、ウェブサイト等で学内外に表明している。教育目的・目標に基づく人材養成の効果については、就職先からの評価アンケート等を通じて定期的に点検している。

建学の精神及び保育科の教育目的・目標に基づき学習成果を定め、ウェブサイト等で学内外に表明し、その妥当性・適切性について定期的に点検している。

三つの方針を、幅広く学内組織で議論を重ねて検討し、関連付けて一体的に定め、ウェブサイト等で学内外に表明し、これらに基づき教育活動を行っている。

令和元年度以降、学校法人全体の新しい内部質保証体制を構築している。短期大学としての内部質保証の推進にあたっては、学校法人全体の将来構想「Kwansei Grand Challenge 2039」に基づき、学長の下、全教職員が自己点検・評価活動に関与する仕組みを有している。自己点検・評価の結果はウェブサイトで公表している。自己点検・評価活動においては高等学校関係者からの意見も聴取し、改革・改善に活用している。

学習成果の査定について、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルでそれぞれ査定する手法を定めている。査定の手法は、内部質保証担当部会が中心となって点検しており、査定結果を教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用する仕組みを有している。関係法令の変更は全教職員で内容を共有し、法令を遵守している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、教育目標に基づき定められた学習成果に対応できるよう明確に定め、FD 検討会等において定期的に点検している。

教育課程編成・実施の方針を、卒業認定・学位授与の方針に対応した形で定め、教育課程を一般教育科目と専門教育科目に分けて体系的に編成している。成績評価基準は学則に定めている。

教養教育は一般教育科目によって構成され、免許・資格取得関係科目、文化一般に対する理解と知識、語学等の科目、キリスト教関連科目などが配置されている。

保育者養成のための職業教育を行う実施体制が明確になっており、就職先からの卒業生に対する評価アンケートを実施し、改善に取り組んでいる。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応した内容であり、毎年、高等学校関係者からの意見を聴取し、点検している。入学者選抜の方法として4区分を設け、それぞれ選考基準を設定し、事務室と入試・広報委員会が連携して公正・適正に実施している。

卒業時に身に付けるべき学習成果として、「知識・技術」、「汎用的能力」、「態度・志向」の3項目を掲げ、さらにそれぞれにおいてより具体的な内容として3項目を掲げている。

学習成果の獲得状況を、幼稚園教諭二種免許状や保育士資格の取得率や、「学びのあと一履修カルテ」における学生自身の自己評価を用いて測定している。

教員は、シラバスに明示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価し、学期ごとに学生による授業評価を受け、またFD 検討会や科目担当者会を実施し、授業改善のために活用している。アドバイザー制度を導入し、アドバイザーが学生一人ひとりの履修状況について把握し指導を行っている。教職員は積極的にコンピュータを活用し、オンライン授業の運営に必要なICTスキル向上のため各種研修会に積極的に参加している。

入学者に対しては新入生オリエンテーションを実施し、また2年生に対しても個別指導を交えながら履修指導を行っている。基礎学力が不足する学生に対する個別指導や、学習上の悩み等の相談対応を行う体制を整備している。進度の速い学生向けに、学外で履修して取得した単位を本校の単位として認定する「共通単位講座」の制度を設けている。

生活支援のための教職員の組織として学生委員会を設置している。キャンパス・アメニティへの配慮として、学生の学習・休息・交流の場として活用される「聖和の森」を整備している。宿舎が必要な学生のために「聖和寮」を備えている。奨学金制度として独自に7種類の制度を設けている。学生の健康管理や障がい者受入れのための支援体制も整備している。

進路支援のための組織として聖和短期大学就職支援委員会と聖和キャンパスキャリアセンターを整備しており、就職試験対策の支援も行っている。学生の進路決定状況を分析・検討しており、例年、就職率100パーセントを維持している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に定められた教員数を充足している。教育課程編成・実

施の方針に基づき専任教員と非常勤教員を配置している。教員の採用・昇任は、スクールモットーに基づく4つの観点から求める教員像を明確に定め、教員選考基準と任用規程に基づいて行っている。

専任教員には研究室が整備され、研究・研修等を行う時間が確保され、年1回、『聖和短期大学紀要』が発行されている。毎年数名が科学研究費補助金や外部研究費助成金等に採択されている。研究活動に関する規程を整備し、研究コンプライアンス・研究倫理研修会も実施している。「聖和短期大学教務委員会 FD 部会内規」を整備して FD 検討会を開催し、また専任教員は教育活動全般にわたって事務職員と連携し、学生の学習成果の獲得向上に努めている。

事務組織は、聖和キャンパス事務室を設置し、規程を整備して責任体制を確立している。「関西学院職員研修規程」に基づき「職員研修ガイド」を作成し、定期的にSD活動を行うほか、事務職員は各種研修を受け、専門的な職能向上に努めている。

教職員の就業に関して、就業規則等を整備し、教職員が必要に応じて確認できるようになっており、就業管理も適切になされている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。障がい者に対応するため、スロープや車椅子用の昇降機を設置している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う施設として、講義室・演習室・家庭科室・美術室・小児保健実習室・PC室等を用意し、それぞれ必要な機器・備品を整備している。「西宮聖和キャンパス図書館」を設置し、規程に基づき運用している。また学習資源センターである関西学院子どもセンターに「おもちゃとえほんのへや」を設置し、学生が多くの絵本やおもちゃに直接接触して学ぶ機会を提供している。ラーニングコモンズ等を利用して学内でオンライン授業の受講が可能であり、また学生がキャンパス内ネットワークに接続可能な機器を持参すれば、空き教室でも無線LANに接続し受講することができるよう整備している。

施設設備、物品は「経理規程」及び「物件管理規程」に従い維持管理している。火災・地震対策、防犯対策は「防火管理規程」等を整備し、定期的に点検を行っており、防災・避難訓練には、学生・教職員が参加している。コンピュータシステムのセキュリティ対策は、学内ガイドラインに従って管理している。

学校法人全体として、技術的資源について計画的に維持・整備して向上・充実を図っている。各種教室にコンピュータを配置し、また学内LANを整備し、無線・有線いずれも接続可能である。教員は情報技術を活用した効果的な授業を行っている。

財務状況は、短期大学部門の経常収支は過去3年間支出超過となっているが、学校法人全体は過去3年間収入超過である。貸借対照表の財務状況は健全に推移している。「資金運用規程」を整備し、適切な資産運用をしている。教育研究経費比率は適正である。毎年度の予算編成を適切な時期に決定し、予算執行ルールの明確化・適正化を図り、日常的な予算管理・執行を財務システムによって運用している。

学校法人全体の将来構想「Kwansei Grand Challenge 2039」を踏まえ、聖和短期大学「中期計画」を策定し、環境分析を行いながら、適宜、取組みの見直し等を行っている。「入試・広報戦略検討委員会」及び「入試・広報委員会」を開催して学生募集対策を検討している。経営情報はウェブサイトで公開するほか、教授会においても説明し危機意識の共有を図っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人が設置する関西学院大学の卒業生であり、建学の精神と教育目的・目標を十分理解し、学校法人を代表し、その業務を総理している。理事会は寄附行為に基づき、理事長が招集し議長を務め、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。理事は、建学の精神を理解し、学校法人の設置目的にのっとり事業を推進できる学識と見識を有しており、私立学校法の規定に基づき選任されている。

学長は、「聖和短期大学学長選出規程」に基づき選出され、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、教授会の意見を参酌して最終判断を行っている。学長は、教授会を教授会規程に基づいて開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。教授会の決議事項等は学則及び教授会規程に定めており、学長は教授会の意見を聴取した上で決定している。教授会の下に各種委員会を設置し、それぞれの規程に基づき運営している。

監事は、4半期ごとに監事会議を開催し、会計監査法人、内部監査室との三様監査を軸に連携しており、併設大学等各学校の実地監査も実施し、内部統制、コンプライアンスを確認している。また学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に、理事会及び評議員会に提出している。監事は理事会・評議員会に出席し、学校法人の業務内容等について意見を述べているが、監事が出席せずに開催された理事会があった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

評議員会は理事の定数の2倍を超える評議員数によって構成されている。私立学校法の一部改正（令和2年4月1日施行）を受けて寄附行為を変更し、評議員会機能の実質化を図り、理事長を含む役員との諮問機関として中期的な計画や役員に対する報酬等の支給の基準への意見表明することなどを定め、適切に運営している。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、ウェブサイト「情報の公表」ページを設置し、教育情報及び学校法人の情報を公表・公開している。